

【指定管理者】

異常気象時等における休日・夜間の非常配備体制

事務所名 公園名	特別警報						警報						土砂災害 警戒情報 ※1	高齢者等 避難 ※2	震度 4 ※3	震度 5弱以上	大津波 警報	津波 警報	津波 注意報			
	大	暴	暴	大	波	高	大	雨		洪	暴	暴								大	波	高
								浸	土													
雨	風	風	雪	雪	浪	潮	水	砂	害	水	風	雪	雪	浪	潮							
池田	服部	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
	箕面	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	—	—	—
枚方	山田池	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
	寝屋川	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
八尾	深北	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
	枚岡	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	—	—	—
富田	久宝寺	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
	石川河川	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
林	錦織	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
	長野	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	—	—	—
鳳	住之江	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○
	住吉	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○
	大泉	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
岸和田	浜寺	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
	蜻蛉池	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—
	二色の浜	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
	りんくう	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
田	せんなん里海	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	泉佐野丘陵	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—

○⇒指定管理者の配備が必要なもの

◎⇒指定管理者の配備に加え、当該公園の利用禁止又は制限の措置を講じる必要があるもの

※1 気象業務法に基づく「大雨警報」発表中の土砂災害のおそれと、土砂災害防止法に基づく都道府県から市町村への避難指示の判断に資する情報の通知とを併せたもの。

※2 災害対策基本法第56条に基づき発表されるもの。

※3 管理する公園の存する市町村において、震度4が発生した場合※は、現行の府営公園管理要領や各公園の初動マニュアルどおり、指定管理者は各公園に自動参集し危機管理体制を配備する。参集後は、被害状況について確認の上、土木事務所に報告する。

※複数の市域等にまたがる（下記4公園）は、各土木事務所の指定する市域又は区において震度4が発生した場合とする。

（服部緑地、久宝寺緑地、住之江公園、住吉公園）の4公園

※4 勤務時間内（勤務時間外であっても職員が在所している場合は含む）に発令された場合は、速やかに来園者の避難誘導等を行ったのち、指定管理者自身も必要に応じて避難する。勤務時間外に発令された場合は管理事務所に参集はせず、身の安全を確保できる自宅等での待機とする。ただし、緊急連絡体制は構築しておくこと。

※5 震度4における指定管理者の配備体制の解除については、土木事務所の配備体制の解除のタイミングに合わせる。但し、園内の被害や避難者対応が無いなど、土木事務所が配備体制継続の必要性が無いと判断した場合には、土木事務所の指示により指定管理者の配備体制を解除することができる。

※6 ※1、※2発表の際には、※4と同様の取扱いとする。

※7 深北緑地は治水緑地機能を有するため、寝屋川からの越流や内水貯留に備えるため以下の対応が必要  
一級河川寝屋川の観測地点「寝屋川治水緑地」水位がOP+3.5mに達した場合  
⇒OP+3.9mに備え参集準備すると共に、OP+3.9mに達すると見込まれる場合は管理事務所に参集し体制をとること。

一級河川寝屋川の観測地点「寝屋川治水緑地」水位がOP+3.9mに達した場合 ⇒ 公園の利用禁止措置

※8 石川河川公園においては、一級河川石川の観測地点「金剛大橋」における水位がOP+1.4mに達した場合  
⇒管理事務所に参集し体制をとること。